

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付要綱

制 定 平成24年 5 月 1 日 健障福 第 218 号（局長決裁）

最近改正 令和 8 年10月 1 日 健障自 第 1749 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市内を営業区域として届け出ているタクシー事業者等に対して福祉車両の導入経費の一部を補助することにより、福祉車両の普及促進を図り、もって高齢者・障害者などの公共交通機関の利用環境の改善とこれを通じた福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）とは、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和 6 年 4 月 1 日国自旅第 439 号）に基づき国土交通大臣が認定した福祉車両（以下「福祉車両」という。）を導入するものをいう。

（補助事業者の範囲）

第 3 条 この要綱における補助事業者の範囲は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く）において、横浜市内を営業区域として届け出ているタクシー事業者（以下「タクシー事業者」という。）又はこのタクシー事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する事業者とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 「横浜市地域公共交通バリア解消促進等事業タクシー部門協議会」において策定された「生活交通改善事業計画」に位置づけられ、国から補助を受けることが決定していること
- (2) 前号のほか、国の定める補助金交付要綱等（ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る経費を補助対象とするものに限る。）に基づき、国から補助を受けることが決定していること

（補助対象経費）

第 4 条 この要綱における補助対象経費は、タクシー事業者が当該運送事業を行う上で使用する福祉車両本体の購入費とする。ただし、購入費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

（補助金の額）

第 5 条 この要綱において、補助金の額は、当該年度本市予算の範囲内において市長が決定する額とし、車両 1 台あたりの補助上限額は認定レベル 1 及び 2 の福祉車両は 12 万円、認定レベル準 1 の福祉車両は 32 万円とする。

2 前項における当該年度本市予算の範囲は、認定レベル 1 及び 2 の福祉車両に対しては当該年

度本市予算の2分の1を上限とする。また、認定レベル準1の福祉車両に対しても当該年度本市予算の2分の1を上限とする。

ただし、当該年度9月末時点において認定レベル1及び2の福祉車両に対する予算が上限に達していないときは、余剰額を認定レベル準1の福祉車両に対する予算とすることができ、また、認定レベル準1の福祉車両に対する予算が上限に達していないときは、余剰額を認定レベル1及び2の福祉車両に対する予算とすることができるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、申請しようとする年度の11月末日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により、補助を申請する補助事業者が提出する申請書類は、横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付申請書（第1号様式）及び役員等氏名一覧表（第1号様式の2）とする。
- 3 補助金規則第5条第1項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への記載事項は、補助事業の開始の予定期日とする。
- 4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次に掲げる書類とする。なお、第1号に掲げる書類については、第1項に規定する提出期限までに提出することが困難な場合には、国の補助金交付申請書の写しをもってこれに代えることができる。この場合において、同号に掲げる書類は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までに提出しなければならない。
 - (1) 国の負担を証する書類
 - (2) 見積書
 - (3) 貸与料金算定根拠明細書（貸与する事業者）
- 5 補助金規則第5条第2項第1号で規定する事業計画書は、福祉車両の導入計画を記載した書類とする。
- 6 補助金規則第5条第2項第2号で規定する書類は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条に掲げる前事業年度の営業報告書又はこれと同様の事項を記載した書類とする。
- 7 補助金規則第5条第3項の規定により補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、補助金規則第5条第2項第3号に規定する補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類及び補助金規則第5条第2項第4号に規定する補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類とする。

(交付決定通知及び不交付決定通知)

第7条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

- 2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金不交付決定通知書（第3号様式）より行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が定める「ユニバーサルドライバー研修」の認証を受けた研修を、車両1台あたりタクシー事業者の乗務員2名（1人1車制個人タクシーの場合は当該乗務員1名）が受講することとする。なお、受講は原則申請年度内とする。

2 市長は、前項以外に、各年度の補助事業の内容等を考慮し、必要な条件をその都度定めることができる。

3 補助事業者の代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は交付の対象としない。市長は、交付の決定を受けた者が、これに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(申請の取下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とし、取下げの申請をしようとする者は、市長に横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を提出しなければならない。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金に係る補助事業事故報告書（第5号様式）を市長に提出し、補助金規則第7条第3号の規定によりその指示を受けなければならない。ただし、補助事業が当該年度内に完了しない場合には、当該年度の3月20日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類 横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金に係る補助事業完了実績報告書（第6号様式）

(2) 第14条第1項第2号に基づく決算書 横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金収支精算書（第7号様式）

(3) 第14条第1項第6号に基づき市長が必要と認める書類

ア 購入車両の自動車検査証、自動車検査証記録事項の写し及び写真

イ その他参考となる書類

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業に係るすべての領収書等とする。

（補助金額の確定通知）

第 12 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金の額の確定通知書（第 8 号様式）により行うものとする。

（補助金交付の時期の例外）

第 13 条 補助金規則第 17 条ただし書きの規定は、適用しない。

（補助金交付の請求）

第 14 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金支払請求書（第 9 号様式）により行わなければならない。

（補助事業等の変更・中止・廃止の承認）

第 15 条 補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、あらかじめ市長の承認を受け
る場合は、横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第 10
号様式）によるものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部
又は一部を取り消すことができる。また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助
事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、そ
の返還を命ずるものとする。

- （1） 本市からの補助金の交付を受けたにもかかわらず、補助金の交付を受けた会計年度内
（国における出納整理期間を含む。）に国から生活交通改善事業計画に基づく補助金又はユニ
バーサルデザインタクシー導入に係る補助金の交付を受けなかった場合
- （2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合
- （3） 補助金を他の用途に使用した場合
- （4） 第 9 条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- （5） 補助金の交付内容の決定若しくはこれに付した条件又は変更交付の決定の内容に違反
した場合
- （6） その他この要綱に違反したと認められる場合

（入札又は見積書の徴収の例外）

第 17 条 補助金規則第 24 条ただし書きの規定により市長が契約の性質上これらの方法により難
いと認める場合又はその必要がないと認める場合に該当するものとする。

（関係書類の保存期間）

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、補助事業の完了
後 5 年とする。

(財産の処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

2 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、3 年とする。

3 補助事業者は、補助金規則第 25 条の規定により財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進事業に係る財産処分承認申請書（第 11 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、取得財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させることとする。

(車両への表示)

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得した福祉車両に国及び横浜市補助対象である旨の表示をしなければならない。ただし、大きさ、内容及び表示場所については、別途定めることとする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条第2項）

年 月 日

横浜市長

申請者名称
所在地
代表者職氏名

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付申請書

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付要綱を遵守します。また、合理的配慮の提供を行います。

1 補助事業の内容

- (1) 導入を予定する福祉車両の車種
- (2) 導入を予定する営業所名（以下「営業所」という。）とその所在地
- (3) 営業所の営業地域（区名（他市町村も営業地域の場合には他市町村名））
- (4) リース会社の場合、リース先の事業所名

2 補助対象経費（国・市・事業者の負担額等）

総事業費	内訳			台数
	国補助金	市補助金	事業者負担	

3 補助事業の完了予定期日

納車予定日 年 月 日

4 利用実態

① これまで市補助金で導入した台数	② ①のうち現時点での保有台数

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H)	住所
代表者			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名
代表者職氏名

第2号様式（第7条第1項）

第 号
年 月 日

名 称
所 在 地
代表者職氏名

横浜市長

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった 年度横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 補助事業の内容は、年 月 日に申請のあった 年度横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付申請書記載のとおりとします。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助金等は、第6号様式（第11条第1項第1号）により実績報告書の提出を受けて確定した額を補助事業等が完了した後交付します。
- 4 補助金等の交付条件は、次のとおりとします。
 - (1) 補助金事業等の変更、中止又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
 - (3) その他、横浜市補助金の交付に関する規則、横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付要綱に定める事項を遵守すること。

第3号様式（第7条第2項）

第 号
年 月 日

名 称
所 在 地
代表者職氏名

横浜市長

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった 年度横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金については、次のとおり不交付と決定したので通知します。

理 由

第4号様式（第9条）

年 月 日

横浜市長

申請者名称
所在地
代表者職氏名

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付申請取下届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度横浜市タクシ
一事業者福祉車両導入促進補助金については、下記の理由で、同補助金 円の交付申請
（ 年 月 日）を取り下げます。

理 由

第5号様式（第10条）

年 月 日

横浜市長

名 称
所 在 地
代表者職氏名

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金に係る補助事業事故報告書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進事業について、次の事故が発生したので報告します。

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費に変更がある場合はその内容

年 月 日

横浜市長

名 称
所 在 地
代表者職氏名

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金に係る補助事業完了実績報告書

年 月 日 第 号をもって、補助金の交付決定通知のあった 年度横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進事業を完了したので、次のとおり報告します。

1 補助事業に要した経費

総事業費	内訳			台数
	国補助金	市補助金	事業者負担	

2 完了した補助事業の概要

- (1) 導入した車種
- (2) 導入した営業所
- (3) リース会社の場合、リース先事業所名

3 補助事業の完了年月日

年 月 日

4 添付書類

購入車両の自動車検査証、自動車検査証記録事項の写し及び写真

第7号様式（第11条第1項第2号）

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金収支精算書

法人名

収 入		支 出	
国庫補助金	円	福祉車両購入費	円
横浜市補助金	円		
自己資金	円		
合 計	円	合 計	円

添付書類

領収書の写し

第8号様式（第12条）

第 号
年 月 日

名 称
所 在 地
代表者職氏名

横浜市長

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金額確定通知書

年 月 日に完了実績報告のあった、 年度横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進事業の補助金の額を、次のとおり確定したので通知します。

補助金の額は、次のとおりです。

補助金の額 金 円

（以下リース会社の場合のみ）

リース先事業所名：

請求書番号 (通帳記載文字)									
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金請求書

年 月 日

横浜市長

名 称
所 在 地
代表者職氏名

年 月 日 第 号をもって補助金の額の確定通知のあった、 年度横浜市
タクシー事業者福祉車両導入促進補助金を、次のとおり請求します。

請求金額	_____
------	-------

＜振込口座＞

銀行名		支店名	
(金融機関コード)		(支店番号)	
預金種別	普通 当座	口座番号 (右づめ)	
フリガナ			
口座名義人			

第 10 号様式（第 15 条）

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

横浜市長

名 称
所 在 地
代表者職氏名

年 月 日 第 号で交付決定を受けた横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

1 事業名等

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）後の補助金の内訳等

4 添付書類

年 月 日

横浜市長

名 称
所 在 地
代表者職氏名

横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進事業に係る財産処分承認申請書

年度横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進事業に係る財産を横浜市タクシー事業者福祉車両導入促進補助金交付要綱第 19 条第 3 項の規定により、次のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

1 処分しようとする財産

- (1) 車 種
- (2) 所在場所

2 処分の内容

3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地

4 処分の相手方の利用方法

5 処分しようとする理由

6 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細